

下野市における要届出行為の詳細

行為の種類		景観法 17条1項 特定届出対象	届出対象規模	要事前協議規模	下野市での数値設定の考え方	栃木県景観条例
建築物 建築等、外観・色彩の変更		対象とする	H10m超又は S1,000㎡超	H13m超又は S1,000㎡超	○届出対象規模 ・第一種低層住居専用地域の高さ制限(10m)を超えるもの ○要事前協議規模 ・建築基準法第6条第1項第2号の確認申請が必要となる建築物 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、 高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの	・商業地域 31m超又は2,000㎡超 ・商業地域以外の用途地域 20m超又は1,500㎡超 ・市街化調整区域 13m超又は1,000㎡
工作物 新設等、 外観・色彩の 変更	さく、塀、垣(生け垣を除く。)等	対象とする	H3m超	H5m超	○届出対象規模 ・建築基準法施行令第138条で確認申請が必要となる工作物の高さ 高さが2mを超える擁壁 ・開発許可等審査基準第31条、宅地防災マニュアル、都市計画法施行規則 擁壁を必要としないがけ5m以内	H5m超
	擁壁等					
	煙突、排気塔等		H10m超	H15m超	○届出対象規模 ・第一種低層住居専用地域の高さ制限(10m)を超えるもの ・建築基準法施行令第138条で確認申請が必要となる工作物の高さ 高さが15mを超える鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもの	H15m超
	記念塔、電波塔、物見塔等					
	高架水槽、冷却塔等					
	広告塔、広告板等					
	鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等					
	彫像、記念碑等					
	電柱等		H15m超	H20m超	○届出対象規模 ・建築基準法施行令第138条で確認申請が必要となる工作物の高さ 高さが15mを超える鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもの	H20m超
	観覧車等の遊戯施設		H10m超又は S1,000㎡超	H15m超又は S1,000㎡超	○届出対象規模 ・第一種低層住居専用地域の高さ制限(10m)を超えるもの ・建築基準法施行令第138条で確認申請が必要となる工作物 高さが15mを超える鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもの	H15m超 S1,000㎡超
プラント等の製造施設						
ガス、石油製品、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設						
自動車車庫の用に供する施設						
汚物処理場、ごみ焼却場等						
太陽光・風力発電の構造物	H2m超又は S1,000㎡以上	H5m超又は S5,000㎡以上	○届出対象規模 ・建築基準法施行令第138条で確認申請が必要となる工作物の高さ 高さが2mを超える擁壁 ・市街化区域内で許可を要する開発行為の規模 1,000㎡以上 ・市街化調整区域で国土利用計画法の届出を要する取引の規模 5,000㎡以上 ・他都市景観計画参考事例 栃木市 : H4m超又はS1,000㎡超 さくら市 : H4m超又はS500㎡超 真岡市 : H2m超又はS1,000㎡以上	—		
開発行為	対象としない	S10,000㎡超	—	○届出対象規模 ・宅地防災マニュアル:1.0ha ・1haを超える森林開発は、知事の許可が必要[森林法第10条の2] ・事前協議を必要とする大規模開発事業:50,000㎡以上[土地利用に関する事 前指導要綱]	S50,000㎡超	

※景観法17条第1項

市長は、形態意匠の制限に適合しない建築物と工作物を作ろうとする者に対し、設計変更等を命ずることができる。